

介護保険

シルバーガイドブック

令和5年12月版

介護保険について

介護保険のしくみ	P1
大切な介護保険料	P2
サービス利用の流れ	P5

介護保険サービス

総合事業とは	P6
要介護認定の手続き	P11
介護サービスの種類	P12
利用者負担について	P17

介護・高齢者の支援

介護支援サービス	P21
高齢者支援サービス	P22
介護保険外の施設	P26
高齢者生きがい活動	P27
介護保険外の支援	P29

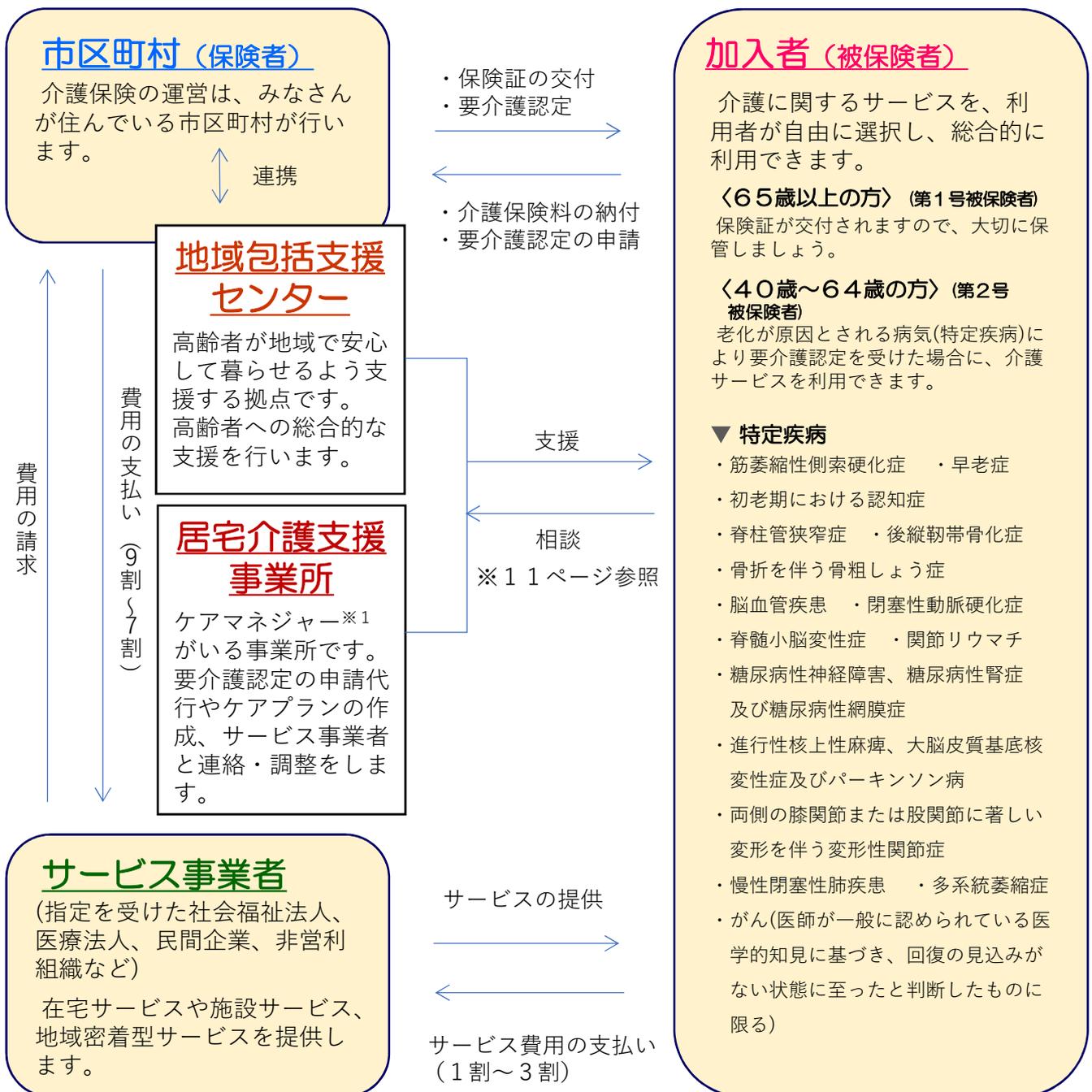
江南市役所 高齢者生きがい課 ☎0587-54-1111

本冊子に掲載の情報は、令和5年12月1日現在の情報を掲載しています。
内容は変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
また、無断で転写、転載することをご遠慮ください。



介護保険のしくみ

介護保険制度は、わたしたちが住む市区町村が運営しています。
介護が必要になったときには、費用の一部を負担することでサービスを利用できるしくみとなっています。



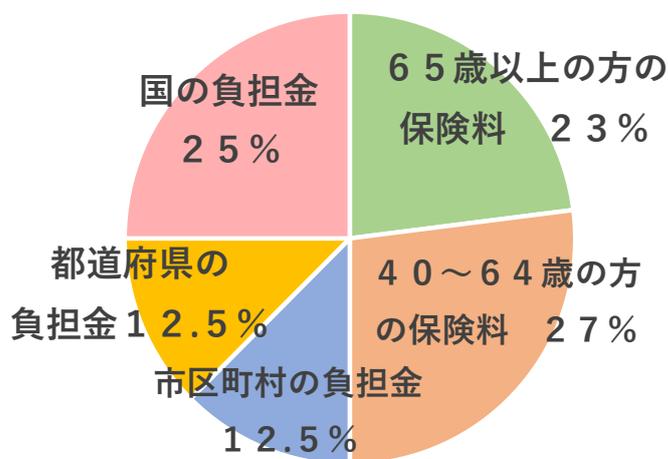
※1 ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護が必要になったときに、心身の状態に合ったサービスが利用できるよう、一緒に考えてくれる相談者です。

大切な介護保険料

介護保険は、公費（国・都道府県・市町村の負担金）と40歳以上のみなさんが納めている保険料が大切な財源となっています。

▼令和3年度～令和5年度の財源割合



高齢社会での介護を、社会全体で支えるという目的で作られたのが介護保険です。

健全な制度運営のために、介護保険料は必ず納めましょう。



40歳～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

	国民健康保険に加入している方	職場の健康保険に加入している方
決め方	国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。 ※保険料の一部を事業主が負担します。
納め方	医療分・介護分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。	医療分・介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40歳から64歳の被扶養者は、個別に保険料を納める必要はありません。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の介護保険料基準月額、3年ごとに策定される介護保険事業計画の計画期間に必要な介護サービスの費用などの見込額を基に算出します。令和3年度から5年度までの基準額は5,349円となります。

$$\text{基準額 (月額)} = \frac{\text{江南市の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{江南市の第1号被保険者数}} \div 36\text{か月}$$

〈 令和3年度～令和5年度 所得段階別 保険料年額 〉

所得段階	対 象	保険料年額
第1段階	●生活保護を受けている方 ●住民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額※1と課税年金収入額※2の合計が80万円以下の方	19,200円
第2段階	●住民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	32,000円
第3段階	●住民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	44,900円
第4段階	●世帯の誰かが住民税を課税されているが、本人は住民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	57,700円
第5段階 (基準額)	●世帯の誰かが住民税を課税されているが、本人は住民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	64,100円
第6段階	●本人が住民税を課税されており、かつ合計所得金額が120万円未満の方	77,000円
第7段階	●本人が住民税を課税されており、かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	83,400円
第8段階	●本人が住民税を課税されており、かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	96,200円
第9段階	●本人が住民税を課税されており、かつ合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	109,100円
第10段階	●本人が住民税を課税されており、かつ合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	115,500円
第11段階	●本人が住民税を課税されており、かつ合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	121,900円
第12段階	●本人が住民税を課税されており、かつ合計所得金額が1,000万円以上の方	128,300円

※1 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、

第1~5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1~5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得または公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。

※2 課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

保険料の納め方

年金額によって納め方は2種類に分かれています。第1号被保険者として納める保険料は、65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分からです。

特別徴収

みなさんへ支給される年金から、保険料があらかじめ差し引かれます。対象は年金が年額18万円以上の方です。

※老齢福祉年金等は特別徴収の対象外です。

前年度から継続して特別徴収の方の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。



前年度2月の保険料額をもとに、仮の保険料額を納付します。

前年の所得をもとに年間の保険料を算定し、そこから仮徴収分を除いて調整された金額を納付します。

普通徴収

送付される納付書により、保険料を市に個別に納付します。対象は年金が年額18万円未満の方です。（口座振替に変更できます）

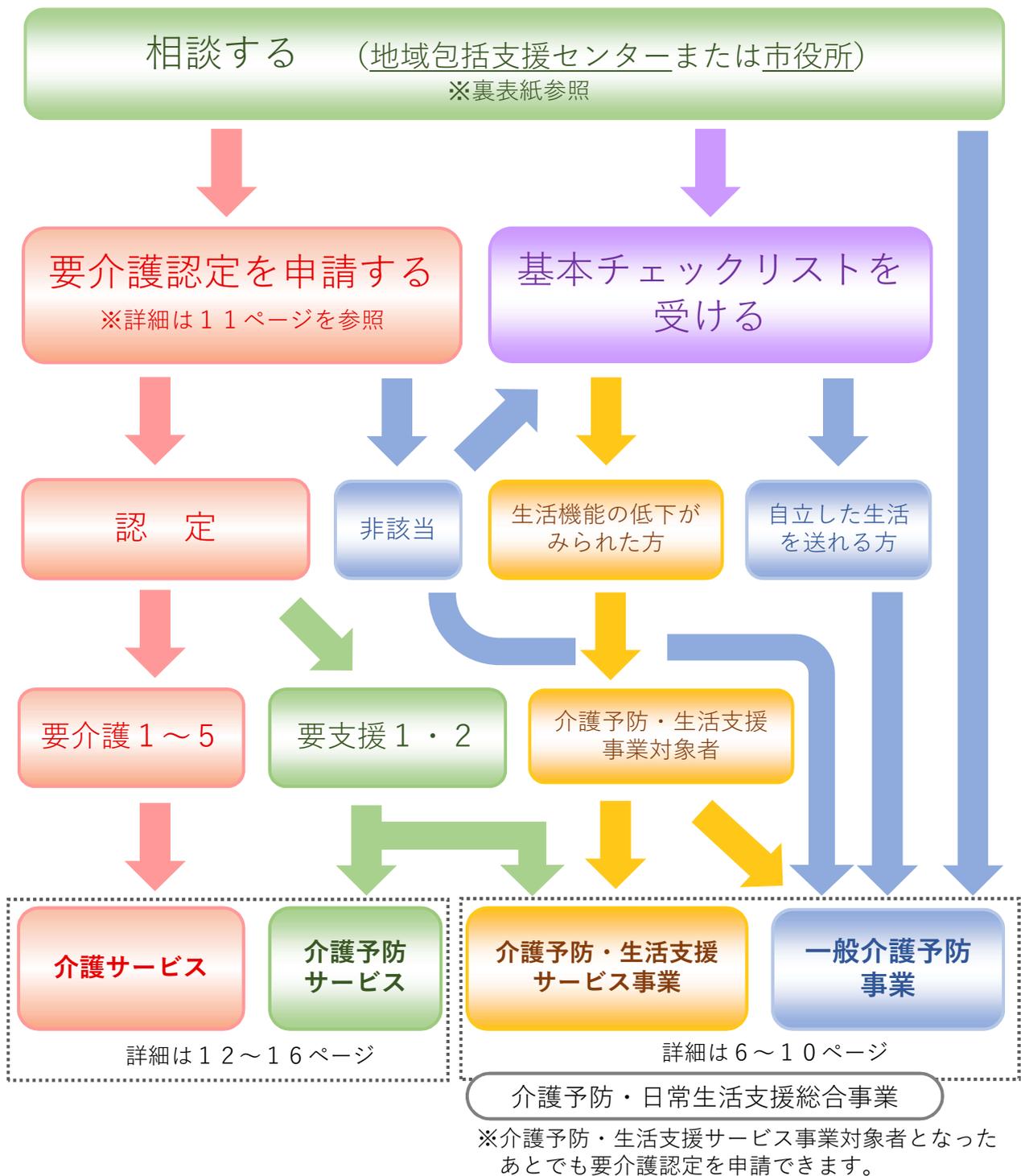
年金額が18万円以上の方でも、以下の場合は普通徴収になります。

- 年度初め（4月1日）の時点で年金を受けていなかったとき
- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で他の市区町村から転入したとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき など

※年度途中で、65歳以上になった方や、他の市町村から転入してきた方などは、おおむね半年程度で特別徴収へ切り替わります。

サービス利用の流れ

どんなことで困っているのか、どんなサービスを利用したいのか、まずは、地域包括支援センターや市役所の窓口にご相談してみましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。



介護予防・日常生活支援総合事業 以下、総合事業 とは

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、

介護予防・生活支援サービス事業 と **一般介護予防事業** の2つからなります。

介護予防・生活支援サービス事業

【対象者】

- ・ 65歳以上の要支援1・2の方
- ・ 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

- 訪問型サービス → 7ページ
- 通所型サービス → 7ページ
- 生活支援サービス → 16ページ

一般介護予防事業

→ 詳細は10ページ

【対象者】

65歳以上の高齢者

- ★ 体操教室
- ★ 転倒・認知症予防教室
- 趣味・教養の教室
- 講師派遣型運動教室

★印の教室は、要支援・要介護認定を受けていない方が参加できます。

基本チェックリストとは？



基本チェックリストでは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定のみで、サービスを利用できます。生活機能の低下を感じる方は、地域包括支援センターや市役所の窓口にご相談してみましよう。

訪問型

訪問介護相当サービス

訪問ヘルパーが利用者宅を訪問し、食事・入浴排せつ等の従来型の身体介護サービスを提供します。
〈月4回利用標準額 1,200円〉

ぷち・へるぱー

訪問ヘルパーが利用者宅を訪問し、調理、掃除、買い物等の生活支援サービスを提供します。
〈月4回利用標準額 911円〉

ちいきのへるぱー

住民主体の自主活動として行う生活援助を提供します。
→詳細は8ページ

短期集中予防サービス

リハビリ職等が利用者宅を訪問し、短期集中（3ヶ月程度）で生活機能向上のための指導を行います。
〈月1回利用標準額 590円／580円〉

通所介護相当サービス

利用者が通所介護施設に通い、他の利用者と共に食事、入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどの提供を受けます。
〈月4回利用標準額 1,695円〉

通所型

ぷち・でい

利用者が通所介護施設に通い、他の利用者と共にレクリエーションなどの提供を受けます。
〈月4回利用標準額 1,501円〉

ちいきのでい

体操・運動等の活動など、自主的な通いの場を提供します。
→詳細は9ページ

短期集中予防デイ

市内の医療機関・社会福祉法人・接骨院等が短期集中（3ヶ月程度）生活機能向上のための指導を行います。
〈月4回利用標準額 1,720円／1,200円〉

元気なうちから、地域の活動に参加しよう！

身体の調子が悪くなると、自分らしい生活が送れなくなってしまいます。普段から積極的に活動し、体力や気力の衰えを防ぐことが大切です。

地域には、サロン等の憩いの場や、体操教室、趣味の場といった場所がたくさんあります。ぜひ、みなさんの生きがいの場で、健康維持を目指しましょう！

体操教室

サロン

井戸端会議

ボランティア



グラウンド・ゴルフ 地域清掃 イベント

ちいきのへるぱー 掲示板

NPO法人生活応援隊

江南市東野町神田35 ☎ 0587-54-3121
ホームページ <http://www.seikatu-ouentai.com/>

私たちNPO法人“生活応援隊”は、高齢者及び日常生活を営むうえで様々な悩みを抱えている方々に対して、日常生活作業応援に関する事業を行い、現代社会においての自立や、生活改善への支援をすることで、広く公益に寄与することを目的としています。「お互いに助け合う楽しい生活」をモットーに会員の皆様と共に 地域の輪を広げて行きたいと思いをします。

公益社団法人江南市シルバー人材センター

江南市古知野町花霞74 ☎ 0587-56-2155
ホームページ <http://www.sjc.ne.jp/konan/>

高齢者の方が、日常生活でこまったときに、同世代の会員が親身になって、心の通うお世話を目指しています。

- ・草取り、掃除、洗濯、炊事、整理、片付けなどの家事手伝い
- ・簡単な身の回りの世話
- ・話し相手、病院への付き添い

NPO法人THEコラボレ倶楽部

江南市高屋町花戸119 ☎ 090-6082-8263

日常生活を送る上で、電球を替えるなどのお困りごとを手助けする便利屋サービスを実施しています。また、ホームヘルパーや福祉住環境コーディネーター、電気工事士の資格を持っているので、まずはお相談ください。

ちいきのでい 掲示板

永正寺 de ラジオ体操

江南市高屋町中屋舗46 永正寺 ☎0587-56-2584

◇日程 毎週月～金曜日（年始年末、祝日、雨天を除く）7:30～7:40

◇内容 自然に囲まれた屋外での毎朝のラジオ体操。

心身ともに気持ちの良い1日のスタートをきれます。

一緒に「健康増進、介護予防」をしませんか。

ひだか道場

江南市力長町観音寺115番地 ☎0587-81-3949

◇日程 毎週水曜日 10:00～11:00

◇内容 畳の上で、全身を使った誰でもできる健康体操を行います。特に足裏からの感覚刺激がバランス感覚や脳への刺激となり、転倒防止や認知症の予防にも繋がります。

◇費用 1回 500円

自力整体サークル

◇日程 第2・3・4週の金曜日 9:15～11:00

◇内容 ストレスのない身体作り、介護を必要としない身体づくり、脳への血流を高め関節、筋肉を緩めて気の流れを良くし、身体を整えていきます。

◇費用 1回 1,000円

◇詳しくは、滝（0587-55-5965）にお問い合わせください。

広報でお知らせします

介護予防きょうしつ
掲示板

足腰弱らん教室

運動が苦手な方でも気軽に参加できる、腰痛・肩こり・膝痛予防の体操教室です。

- ◇ 期間 4～9月、10～3月
- ◇ 会場 老人福祉センター、ふれあい会館 など



楽しく健康づくり教室

理学療法士の指導のもと、転倒予防のための体操や認知症予防のための講座を行う教室です。

- ◇ 講師 理学療法士および作業療法士
- ◇ 期間 4～9月、10～3月
- ◇ 会場 第2ジョイフル江南 など

ちいきのきょうしつ

運動・趣味・教養など、いろいろなジャンルをテーマにした、誰でも気軽に参加できる教室です。

- ◇ 講師 “ちいきのせんせい”
- ◇ 会場 市内学習等供用施設 など

ちいきのせんせい
募集しています！

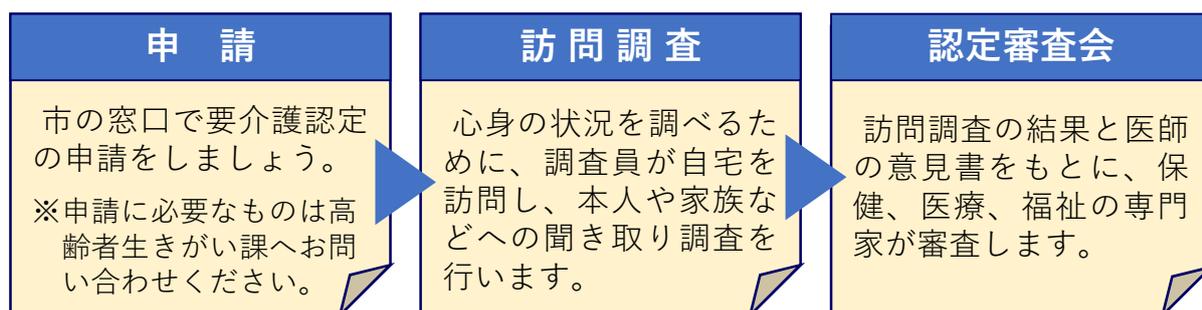
詳しくは高齢者生きがい課
までお問い合わせください。

ちいきのうんどうきょうしつ (講師派遣型運動教室)

地域の公会堂や公民館などに6か月間講師を派遣します。運動習慣をつけ、地域で自主的に活動できるようサポートします。

要介護認定の手続き

介護サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。要介護認定の手続きの流れは以下のとおりです。



要支援 1・2の方

お住まいの地区を担当する地域包括支援センターに相談します。
※地域包括支援センターの詳細については裏表紙を参照

地域包括支援センターの職員と、これからどのような生活を希望するのか相談し、介護予防ケアプラン（サービス計画書）を作成します。

サービスを利用する

要介護 1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい

居宅介護支援事業者へ相談します。

本人が作成するセルフプランもあります。

担当ケアマネジャーと相談しながらケアプラン（サービス計画書）を作成します。

介護保険施設に入所したい

入所したい施設を検討し、希望の介護保険施設へ相談します。

施設の担当ケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

介護サービスの種類

介護保険で利用できるサービスには、「在宅で利用する」「施設に通う」「施設に入所する」など、利用者の状況に合わせた様々な形態があります。

事業対象者（基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方）、要支援1・2の方は、介護予防サービス及び◆印のサービスが利用できます。

	サービスの種類
在宅で利用する	<p>◇ 訪問介護(ホームヘルプ)</p> <p>訪問ヘルパー、食事・入浴・排せつ等の身体介護や調理・掃除などの生活援助を受けます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。</p> <p>◆ 総合事業訪問型サービス</p> <p>訪問ヘルパーによる掃除・洗濯など、自立のための生活援助を受けます。</p>
	<p>◇ 訪問入浴介護</p> <p>看護師、介護士が訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車による入浴介助を行います。</p>
	<p>◇ 介護予防訪問入浴介護</p> <p>居宅に浴室が無い場合や感染症などで、その他の施設における浴室の利用が困難な場合に、訪問による入浴介護を行います。</p>
	<p>◇ 訪問リハビリテーション (介護予防を含む)</p> <p>理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。 (要支援の方は、介護予防を目的としたサービスを受けます。)</p>
	<p>◇ 訪問看護 (介護予防を含む)</p> <p>疾患等を抱えている人について、訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上の世話や診療の補助を行います。 (要支援の方は、介護予防を目的としたサービスを受けます。)</p>
	<p>◇ 居宅療養管理指導 (介護予防を含む)</p> <p>医師・薬剤師・管理栄養士などが訪問して、療養上の管理や指導を行います。 (要支援の方は、介護予防を目的としたサービスを受けます。)</p>

サービスの種類	
施設に通う	<p>◇ デイサービス（通所介護）</p> <p>通所介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどを受けます。</p> <p>※送迎費用は含まれます。 ※食費は別途自己負担となります。</p> <p>※筋力向上、栄養改善、口腔機能向上などの追加サービスを受けた場合には別途費用がかかります。</p> <p>◆ 総合事業通所型サービス</p> <p>通所介護施設に通い、生活機能向上のための体操や筋力トレーニングを受けます。</p>
	<p>◇ デイケア（通所リハビリテーション【介護予防を含む】）</p> <p>介護老人保健施設や医療機関に通い、日帰りのリハビリテーションを受けます。</p> <p>※送迎費用は含まれます。 ※食費は別途自己負担となります。</p> <p>※筋力向上、栄養改善、口腔機能向上などの追加サービスを受けた場合には別途費用がかかります。</p>

サービスの種類	
施設に泊まる	<p>◇ ショートステイ（短期入所生活介護【介護予防を含む】）</p> <p>介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練を受けます。</p> <p>（要支援の方は、介護予防を目的としたサービスを受けます。）</p> <p>※食費・滞在費は別途自己負担となります。 ※連続した利用日数は30日までです。</p>
	<p>◇ 医療型ショートステイ（短期入所療養介護【介護予防を含む】）</p> <p>介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の介護や医療上のケアを受けます。</p> <p>（要支援の方は、介護予防を目的としたサービスを受けます。）</p> <p>※食費・滞在費は別途自己負担となります。 ※連続した利用日数は30日までです。</p>

その他	<p>◇ 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）</p> <p>有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設に入居している方が、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けます。</p> <p>（要支援の方は、介護予防を目的としたサービスを受けます。）</p> <p>※内容や費用などは施設によって異なりますので、各施設に確認してください。</p>
-----	--

サービスの種類	
施設に入る	<p>◇ 特別養護老人ホーム（特養、介護老人福祉施設）</p> <p>常時介護を必要とし、居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を受けます。入所できるのは、原則要介護3以上の方です。</p>
	<p>◇ 介護老人保健施設（老健）</p> <p>病状が安定している方が、医学的な管理のもとでの介護や在宅復帰のためのリハビリテーションを中心としたケアを受けます。</p>
	<p>◇ 介護療養型医療施設、介護医療院</p> <p>急性期の治療を終え、長期間にわたり療養が必要な方が入所して、医療や看護または介護を受けます。また、介護医療院は、生活施設としての機能も備えています。</p>

■ 地域密着型サービス

介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域での生活を継続するため、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり支援します。

地域密着型サービスは江南市民の方が利用できるサービスです。

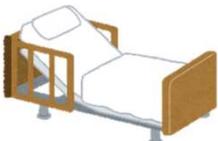
サービスの種類	
施設に通う（泊まる）	<p>◇ 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）</p> <p>通所系のサービスを中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。 （要支援の方は、介護予防を目的としたサービスを受けます。）</p>
	<p>◇ 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）</p> <p>認知症の高齢者の方がデイサービスに通い、食事・入浴等のサービスや機能訓練を受けます。 （要支援の方は、介護予防を目的としたサービスを受けます。）</p>
	<p>◇ 地域密着型通所介護</p> <p>定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどを受けます。 ※要介護の方が利用できます。</p>

サービスの種類	
施設に入る	<p>◇ グループホーム（認知症対応型共同生活介護）</p> <p>認知症の高齢者の方が、日常生活上の支援や介護を受けながら、少人数で共同生活をします。</p> <p>※要支援2及び要介護の方が利用できます。</p>
	<p>◇ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームに入所し、日常生活上の支援や介護を受けます。</p> <p>※原則要介護3以上の方が利用できます。</p>

■ 福祉用具（レンタル/購入）

日常生活の自立を助けるために、福祉用具を借りることができます。利用者負担はレンタル料の1割～3割です。

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合、購入費を支給します。年間10万円までが上限で、その1割～3割が自己負担となります。

福祉用具レンタル	
要支援1以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手すり ○ スロープ ○ 歩行器 ○ 歩行補助つえ ○ 自動排せつ処理装置 (尿のみを吸引するもの)
要介護2以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車いす（電動車いす含む） ○ 車いす付属品 ○ 特殊寝台・特殊寝台付属品 ○ 床ずれ防止用具 ○ 体位変換器 ○ 認知症老人徘徊感知機器 ○ 移動用リフト（つり具を除く）
要介護4以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動排せつ処理装置 (排便機能を有するもの) 

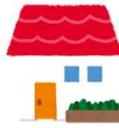
福祉用具購入	
要支援1以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 腰掛便座 ○ 自動排せつ処理装置の交換可能部品 ○ 入浴補助用具 (入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす等) ○ 簡易浴槽 ○ 移動用リフトのつり具部分 ○ 排泄予測支援機器

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりません。
 ※原則として、同じ種類の福祉用具に対して2回以上支給を受けることはできません。
 ※購入後に申請が必要です。



※用具の種類、事業者によってレンタル料は異なります。

■ 住宅改修費支給



手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、住宅改修費を支給します。

上限を20万円として、その1割～3割が自己負担となります。工事前に保険給付の対象になるかどうかをケアマネジャーか市の窓口にご相談しましょう。

※工事前に申請が必要です。

手続き① 事前申請

ケアマネジャーに相談

→事前確認書類の提出

→市（保険者）による事前承認



工事施行・完成



手続き② 事後申請

住宅改修費の支給申請

→市（保険者）による確認

→支給決定・住宅改修費支給



対象工事

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- 引き戸等への扉の取り替え
- 洋式便器等への便器の取り替え

■ 生活支援サービス

給食サービス

◇ 内容

市と契約をしている事業者の給食サービスを利用した場合に、費用の一部を助成します。（助成額は1食250円）

助成を受けられるのは、月曜日～金曜日までの週5日以内で、昼食または夕食のどちらかです。

◇ 対象

基本チェックリストに該当する方もしくは要支援・要介護認定を受けている方で、以下の条件を満たす方

・65歳以上のひとり暮らしの方

・高齢者のみの世帯（基本チェックリストに該当する方のみの世帯は除く）

※同一敷地内に家族が居住している者又はこれに類する者を除く。

利用者負担について

Q. 介護保険の負担割合は「〇割」？

介護保険サービスの負担割合は原則「1割」で、一定以上の所得がある人は「2割または3割」（①～③すべてに該当する方）となります。

		2割負担の方	3割負担の方
本人	① 住民税課税状況	課税されている	課税されている
	② 合計所得金額	160万円以上	220万円以上
世帯	③ 世帯の65歳以上の方の年金収入＋その他合計所得金額	単身世帯	280万円以上
		2人以上	346万円以上
			340万円以上
			463万円以上

※40歳～64歳の方は所得等にかかわらず1割負担です。

Q. サービスはどれだけ使えるの？

介護保険の主な在宅サービスを利用する際には、要介護度ごとに利用できるサービスの量に上限が設けられています（支給限度額）。

支給限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担となります。

主な在宅サービスの支給限度額

要介護区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

支給限度額が適用されないサービス

- ▶ (介護予防) 居宅療養管理指導
- ▶ (介護予防) 特定施設入居者生活介護
- ▶ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- ▶ (介護予防) 特定福祉用具販売
- ▶ (介護予防) 住宅改修費支給
- ▶ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ▶ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

Q. 「高額介護サービス費」って何？

サービスの自己負担が上限額を超えたときには、その超えた分の支給を受けることができます。（複数の利用者がある世帯は、その合計額で計算します）

※ 支給の対象となる方には市から申請書を送付します。届いた申請書に記入して提出してください。

段 階 区 分		上限額(月額)
①	生活保護受給者、又は、利用者負担を15,000円とすることで生活保護の受給者とならない方	個人 15,000円
②	住民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者又は合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の方	世帯 24,600円
		個人 15,000円
③	住民税非課税世帯で②以外の方	世帯 24,600円
④	住民税課税世帯で課税所得380万円（年収約770万円）未満の方	世帯 44,400円
	住民税課税世帯で課税所得380万（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の65歳以上の方がいる世帯	世帯 93,000円
	住民税課税世帯で課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の65歳以上の方がいる世帯	世帯 140,100円

Q. 医療と介護、両方の負担が大きくなってしまったら？

年間を通して医療保険・介護保険の費用負担が高額となった場合、「**高額医療合算介護サービス費**」として、限度額を超えた分の支払いを受けることができます。

※ 対象者には「お知らせ」が届きます。お知らせに記載のある医療保険窓口で申請してください。

▼ 自己負担限度額《毎年8月～翌年7月》 ※ 平成30年8月～

所得区分	70歳未満の方がいる世帯	所得区分	70～74歳の方がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受けている方がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円	19万円

参考：平成27年8月～平成30年7月

所得区分	70歳未満の方がいる世帯	所得区分	70～74歳の方がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受けている方がいる世帯
901万円超	212万円	現役並み所得者	67万円	67万円
600万円超901万円以下	141万円	一般	56万円	56万円
210万円超600万円以下	67万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
210万円以下	60万円	低所得者Ⅰ	19万円	19万円
住民税非課税世帯	34万円			



負担軽減などを受けるためには申請が必要です。
申請する方は、高齢者生きがい課へお問い合わせください。

■ 介護保険負担限度額

介護保険施設の「居住費（滞在費）」「食費」は、低所得の方の負担が軽減されます。限度額は、以下の段階ごとに決まります。

本人・配偶者・世帯員が住民税非課税で、

- ・第1段階 生活保護または老齢福祉年金を受給している方
- ・第2段階 その他の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下で、預貯金等の金額が単身650万円以下、夫婦1,650万円以下の方
- ・第3段階① その他の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円を超え120万円以下で、預貯金等の金額が単身550万円以下、夫婦1,550万円以下の方
- ・第3段階② その他の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円を超え、預貯金等の金額が単身500万円以下、夫婦1,500万円以下の方

※40歳～64歳の方は、預貯金等の上限が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。

	居住費等の限度額(日額)				食費の限度額(日額)	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
基準費用額	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円	1,445円
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

対象施設：

介護老人福祉施設（地域密着型も含む）、介護老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設、介護医療院



■ 社会福祉法人利用者負担軽減（社福軽減）

社会福祉法人の介護保険サービスを利用する場合、利用者負担額が軽減される場合があります。対象となるのは、次の（１）～（５）全てに該当する方です。

- （１）本人及び同一世帯員の
 - ①住民税が非課税の方
 - ②年間収入が単身で１５０万円（世帯員が１人増えるごとに５０万円加算）以下の方
 - ③預貯金などの額が単身で３５０万円（世帯員が１人増えるごとに１００万円加算）以下の方
- （２）日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない方
- （３）負担能力のある親族などに扶養されていない方
- （４）介護保険料を滞納していない方
- （５）訪問介護サービスの利用者負担軽減の適用を受けていない方



介護支援サービス

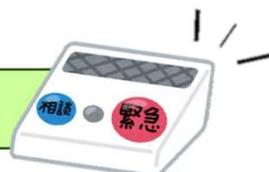
各サービスや支援を受けるためには申請が必要です。申請する方は、高齢者生きがい課へお問い合わせください。

在宅 ねたきり 老人等 介護慰労	<p>寝たきりの高齢者を常時介護している方を慰労します。</p> <p>◇ 対象 65歳以上の要介護4・5と判定された在宅の方を同居で介護している家族</p> <p>◇ 慰労金 月額2,000円を年2回に分けて、指定口座に振り込みます。※1</p>
紙おむつ 購入費 助成	<p>寝たきりの高齢者で紙おむつが必要な方に購入費用を助成します。</p> <p>◇ 対象 65歳以上の要介護4・5と判定された在宅の方で、紙おむつが必要な方</p> <p>◇ 助成 月額2,500円の助成券を年2回に分けて交付します。※1</p>
寝具洗濯	<p>高齢者が毎日使用している寝具の洗濯を行います。</p> <p>◇ 対象</p> <ul style="list-style-type: none">・ 65歳以上のひとり暮らしの方で、住民税が非課税の方・ 要介護3～5と判定された在宅の高齢者の方で、生計中心者の住民税が非課税の方 <p>◇ 洗濯できる寝具 敷布団、掛布団、毛布</p> <p>◇ 洗濯の回数 年2回（7月・12月）</p> <p>◇ 費用 無料</p>
訪問理髪	<p>重度要介護状態の高齢者のお宅に、お近くの理容師または美容師が訪問します。</p> <p>◇ 対象</p> <ul style="list-style-type: none">・ 65歳以上の要介護4・5と判定された在宅の方・ 療育手帳で障害程度をAと判定された方で、身体障害者手帳1・2級の合併障害のある方および身体障害者手帳1・2級で寝たきりの状態にある方 <p>◇ 利用回数 3か月に1回</p> <p>◇ 費用 1回につき500円</p>

※1 申請月の翌月から対象となります。ただし、要介護4以上の認定有効期間が申請月の翌月の場合は、認定有効期間開始月の翌月から対象となります。

高齢者支援サービス

各サービスや支援を受けるためには申請が必要です。希望する方は、高齢者生きがい課へお問い合わせください。



緊急通報システムの設置

ひとり暮らしの方の万一方の場合に備え、緊急通報装置を設置します。

◇ 使用方法 緊急時にスイッチを押すと、コールセンターに通報されます。

対象者	費用
<ul style="list-style-type: none">・ 65歳以上のひとり暮らしの方・ ひとり暮らしの重度身体障害の方	住民税が非課税の方・・・無料 住民税が課税の方・・・有料 (固定型：月額754円 携帯型：月額1,320円)
<ul style="list-style-type: none">・ 要介護者がいる高齢者世帯・ 常時昼間独居となる65歳以上の方がいる世帯	住民税が非課税の世帯・・・無料 (課税世帯は利用できません)

※固定電話が設置されていることが必要です。

※固定電話が設置されていない方には、携帯型の緊急通報システムがあります。

※通信設備を持たない方に電話をお貸しする制度があります。(福祉電話)
詳しくは地域ケアグループまでお問合せください。

救急医療情報キット

救急医療情報キット(安心キット)を65歳以上のひとり暮らしの方などを対象に無料で配布します。

◇ 使用方法

「かかりつけ医」「薬の情報」「持病」「緊急連絡先」などを記載した救急情報シートを専用の容器に入れ、それを救急隊が見つけやすい冷蔵庫に保管しておくことで救急時に備えます。

◇ 配布を受けられる方

- ・ 65歳以上のひとり暮らしの方
- ・ 65歳以上の方のみの世帯に属する方
- ・ 65歳以上の方で昼間に独居になる方など

日常生活用具の給付

自宅で生活している高齢者が、安全に過ごすことができるよう日常生活用具を給付します。

◇ 給付を受けられる方

住民税が非課税で65歳以上のひとり暮らしの方

◇ 費用 無料

◇ 給付される用具

住宅用火災警報器、電磁調理器

※電磁調理器を利用する場合、住宅用火災警報器の給付は受けられません。

タクシー料金の助成

高齢者の日常生活を容易にするため、タクシー料金の一部を助成します。

◇ 助成を受けられる方 85歳以上の方

◇ 内容

距離制運賃における初乗運賃相当額のチケットをお渡しします。

(1冊24枚綴を年間2冊まで)

※同じ年度内でいこまいCAR(予約便)との併用はできません。

いこまいCARは江南市内をタクシーメーターの運賃の半額で利用できます。詳しくは都市計画課までお問合せください。



高齢者見守りシールの交付

ひとり歩きの恐れがある高齢者に、見守りシールを交付します。

◇対象者

市内に住所を有し、在宅生活をしている、認知症により行方不明となる恐れのある概ね65歳以上の方

※上記の条件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・要介護認定における主治医の意見書または要介護認定調査員の調査結果のいずれかで、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の方
- ・要介護認定における認定調査の「徘徊」「外出して戻れない」のどちらかの項目において、「ある」または「ときどきある」に該当する方
- ・主治医より認知症の診断を受けた方（要介護認定における主治医意見書の診断名に「認知症」と記載がある、または、認知症の診断書を持参）

◇事業内容

QRコードのついた見守りシール（耐洗30枚、蓄光10枚）を交付します。

認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症の人が日常生活における偶然な事故により、他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりしてご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償します。

◇対象者

次のすべてに該当する方

- ・江南市に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている
- ・「江南市高齢者等見守りシール交付事業」に登録している

◇補償金額

1事故あたり 最大1億円

※江南市が保険契約者となり、保険料を負担するため
自己負担はありません。

◇補償期間

申請日から年度末まで（毎年更新）



集合住宅住み替え助成

アパートや団地の2階以上に住む方の引越し費用を助成します。

◇ 対象者

市内に住所を有する、次のすべてに該当する方

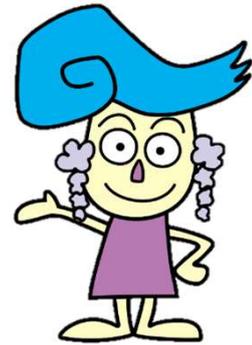
- ・エレベーターのない集合住宅の2階以上に居住
- ・本人および同居する家族が住民税非課税
- ・身体等の状況により日常生活に支障がある65歳以上
- ・生活保護の受給でない

◇ 住み替え先の住宅

- ①エレベーターのある集合住宅
- ②集合住宅の1階部分
- ③戸建て住宅

◇ 助成額 引越し費用の9割（12万円まで）

※申請する場合は事前にご相談ください。



高齢者住宅改善助成

要介護認定を受けていない方の住宅の改善費用を助成します。

◇ 対象者

介護保険の要介護認定を受けていない65歳以上の方で、生計中心者の住民税が非課税の方

◇ 対象事業

介護や自立した生活を安全かつ容易にするための居室の改造および浴室、トイレの改善など

◇ 助成額 対象経費の9割（18万円まで）

※着工前に申請が必要です。



介護保険外の施設

養護老人ホーム

◇ 入所の対象となる方

おおむね65歳以上で、環境上の理由および経済的な理由により家庭での生活が困難な方

◇ 費用

入所される方の前年収入と扶養義務者の所得税額によって負担額が決まります。

◇ 市内の施設 養護老人ホーム「サンライフむつみ」（河野町）

◇ お問い合わせ 高齢者生きがい課

ケアハウス（介護利用型軽費老人ホーム）

◇ 入所の対象となる方

家庭環境や住宅事情などの理由により、家庭で生活することが難しい60歳以上の方が入所する施設です。

◇ 費用 負担額は施設によって異なります。

◇ 市内の施設

・ケアハウス「ジョイフル江南」（河野町）☎0587-57-3301

・ケアハウス「ふじの郷」（上奈良町）☎0587-55-5100

※詳しくは、各施設へお問い合わせください。

有料老人ホーム

費用や入所条件は施設によって異なります。

入所の相談や申込みは、施設へお問い合わせください。



高齢者生きがい活動

老人クラブ活動



- ◆ 入会できる方 おおむね60歳以上の方
- ◆ 内容 奉仕活動、健康増進、レクリエーションなど、生きがいを高めるために、地域の高齢者がおおむね30人以上で結成したクラブ活動です。次の14クラブがあり、生きがい芸能発表会などを開催しています。
- ◆ クラブ名 ①将棋 ②囲碁 ③歌謡 ④詩吟 ⑤書道 ⑥和だんす
⑦茶道 ⑧民踊 ⑨日本舞踊 ⑩銭太鼓 ⑪社交ダンス
⑫大正琴 ⑬日舞体操 ⑭華道
- ◆ お問い合わせ 各地域の老人クラブ

シルバー人材センター



技能や経験を生かし、働くことで地域社会に貢献し、健康や生きがいを高めます。

- ◆ センターの会員 おおむね60歳以上で働く意欲のある方
- ◆ 仕事の内容 草取り、剪定、大工、草刈、清掃などの臨時的・短期的な仕事。会員は事前に自分の希望する仕事を登録し、センターからの連絡で引き受けることができる仕事をしていただきます。
- ◆ 働いたお金 会員は自分で従事した仕事に応じ、シルバー人材センターから配分金を受け取ります。
- ◆ お問い合わせ シルバー人材センター（高齢者生きがい活動センター内）
☎0587-56-2155

地域の支え合い活動

地域の支え合いを増やしていけるよう、江南市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域の方と一緒に話し合いながら、活動の立ち上げをサポートしていきます。

<サポート例>

- ・高齢者の居場所づくり（ふれあいいきいきサロンなど）
- ・見守り活動（訪問や声かけ）
- ・生活の支援（ごみ出しや電球交換、買い物代行など）

◆お問い合わせ

江南市社会福祉協議会 ☎0587-55-5262

皆さんの憩いの場

交流の場、趣味活動の場として気軽にご利用できます。

- ①老人福祉センター
- ②布袋ふれあい会館

130円で
入浴できます!

- ◆利用できる方 市内に住所を有する60歳以上の方
- ◆利用時間 午前9時～午後5時
(入浴は午前10時30分～午後3時30分)
- ◆休館日 ①毎月第3金曜日、②毎月第3水曜日、
12月29日～翌年1月4日
(当該日が祝日にあたるときはその翌日)
- ◆お問い合わせ
 - ①老人福祉センター ☎0587-54-9300
 - ②布袋ふれあい会館 ☎0587-55-0196



高齢者教室

「健康づくり・生きがいくくり・仲間づくり」を合言葉に市内5か所で教室を開催しています。

- ◆参加資格 ①市内に住所を有する、おおむね60歳以上の方
②年間10回(月1回)の講座におおむね参加できる方
- ◆内容 講話、社会見学、マジックショーなどを開催しています。

〈会場〉

教室名	対象地区	会場
第1教室	古知野地区	市民文化会館
第2北部教室	布袋北部地区	布袋ふれあい会館
第2南部教室	布袋南部地区	布袋南部学供
第3教室	草井・村久野・般若地区	草井学供
第4教室	宮田地区	宮田学供

- ◆申込み 個人申込書、運営諸費(1,000円)を
江南市役所 高齢者生きがい課にて受付しております。
☎0587-54-1111



介護保険外の支援

各支援を受けるためには申し込みが必要です。認定基準など詳しくは、それぞれの担当課へお問い合わせください。

ふれあい収集

◇ 要介護認定（要介護1以上）を受けているひとり暮らしで、自ら分別ごみを持ち出すことができず、身近な人などの協力が得られない世帯の方は、市職員が玄関先まで出向き分別ごみの戸別収集を行います。

※他にも対象となる要件があります。

◇ お問い合わせ先 環境事業センター（内線407）

特別障害者手当

◇ 20歳以上で精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活において在宅で常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して支給される手当です。所得制限などの基準があります。

長期入院、施設入所により資格喪失となる場合があります。

※病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院された場合は受給資格を喪失します。

※入所された施設によっては、資格喪失となる場合があります。

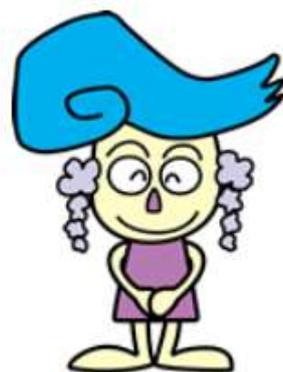
◇ お問い合わせ先 福祉課（内線238）

医療費助成

◇ 要介護4又は5の認定を受けている方、または医師の証明により日常生活の自立度が同等と認められた方で、寝たきり又は認知症により生活介護を3か月以上継続して受けている方は、保険診療分の医療費自己負担額が助成されます。所得制限などの基準があります。

◇ お問い合わせ先 保険年金課（内線239・254）

メモ



江南市地域包括支援センター

地域包括支援センターは高齢者の身近な相談窓口です。
介護予防に関するケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

江南市の地域包括支援センターは、3か所設置されています。
お住まいの地区により、担当が決まっています。



○ 介護予防ケアマネジメント

要支援1・2の方や、総合事業対象者の方が、自立して生活できるよう支援します。

○ 総合相談・支援

介護に関することや、高齢者・その家族の相談を受けます。

○ 権利擁護、虐待防止

虐待防止や虐待の早期発見など必要な援助を行います。

○ 包括的・継続的マネジメント

適切なサービスを継続できるように、関係機関と連携していきます。

江南北部

地域包括支援センター

(フラワーコート江南内)

☎ 0587-57-2155

業務時間：9:00～18:00

定休日：日曜日

< 担当地区 >

後飛保町 藤ヶ丘 松竹町
河野町 宮田町 村久野町
宮田神明町 東野町(岩見)
前飛保町(河原、栄、寺前、寺町、西町) 小杵町
勝佐町 鹿子島町 草井町
小脇町 慈光堂町 般若町
中般若町 和田町

江南中部

地域包括支援センター

(江南厚生病院内)

☎ 0587-51-3322

業務時間：8:30～17:00

定休日：土曜日・日曜日・祝日

< 担当地区 >

赤童子町(大堀、御宿、福住、藤宮、南野、南山)
石枕町 尾崎町 北野町
古知野町 山王町 高屋町
野白町 飛高町 前野町
宮後町 前飛保町(緑ヶ丘、藤町)
江森町 山尻町

江南南部

地域包括支援センター

(佐藤病院内)

☎ 0587-55-5470

業務時間：

(平日) 8:30～17:30

(土曜日) 8:30～12:30

定休日：日曜日・祝日

< 担当地区 >

赤童子町(大間、栄、桜道、白山、良原) 大間町 上奈良町
大海道町 東野町(岩見除く)
島宮町 今市場町 木賀本郷町
木賀町 木賀東町 小郷町
北山町 五明町 曾本町
田代町 小折町 小折東町
小折本町 中奈良町
布袋下山町 天王町 布袋町
南山町 安良町 寄木町
力長町